

第 5 章 推進体制

第5章 推進体制

1 計画の進捗状況の管理及び評価

この計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、健康福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図っています。

また、本市地域健康福祉推進委員会児童福祉部会において、計画の進捗状況の管理を行っています。庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しを行うなど、計画の円滑な推進に努めています。

後期計画においても、引き続き、上記の推進体制を堅持し、計画の進捗状況の管理及定期的な評価を行うとともに、その結果を広く市民に公表し、透明性を図ります。

2 市民参加・参画と自助・共助による取組みの推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化、住民参加型のサービスの検討など、市民の自助、地域での共助による取組みを基本に推進し、市はその活動に対し側面から支援を行い、子育て環境づくりに市民参加・参画を引き続き推進します。

3 市民や関係団体との連携

地域での子育て支援のためには、市民、保育所(園)や幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップ^{*}の視点で連携することが不可欠です。

この計画の推進にあたっては、庁内の関係部局の理解と共通認識を深めるとともに、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を引き続き推進します。

また、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する

^{*}パートナーシップ: さまざまな違った立場の組織や人が自らの責任と役割を自覚し互いの立場を尊重しながら、共通の課題に取り組むための協力関係で結ばれること。「行政」「事業者」「住民」が役割分担しながら協力しあうこと。

責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

4 地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対し多様化するニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に引き続き努めます。